

●令和4年度 認可外保育施設立入調査結果

市町村名	施設名	調査日	指導区分	指導事項
大和高田市	社会医療法人 健生会 土庫病院ひまわり保育所	R5.2.10	口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に定める事項を全て記載してください。
大和郡山市	医療法人 青心会 郡山青藍病院 院内保育所	R5.2.15	文書	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準のなる栄養量を設定し毎月評価してください。
			口頭	防火管理者の届出及び消防計画の写しを提出してください。
			口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下、「認可外保育施設指導監督基準」）に定める事項を全て記載してください。
			口頭	利用者に対する契約内容の書面等による交付について、「認可外保育施設指導監督基準」に定める事項を全て記載してください。
	奈良厚生会病院くるみ保育所	R4.10.20	文書	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準となる栄養量を見直してください。
		口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に定める事項を全て記載してください。	
		口頭	加湿器について、転倒防止の観点から固定してください。	

●令和4年度 認可外保育施設立入調査結果

市町村名	施設名	調査日	指導区分	指導事項
天理市	高井病院保育所	R4.8.18	文書	主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置してください。
			文書	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達に応じた必要な栄養量が満たされているか毎月評価してください。
			口頭	年齢ごとの年間指導計画を作成してください。
			口頭	乳幼児の健康診断について、1年に2回実施してください。
			口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に定める事項を全て記載してください。
	高井病院保育所	R4.8.18	口頭	サービス利用者に対する契約内容の書面による交付について、指導監督基準に定める事項を全て記載してください。
	憩の家めばえ託児所	R4.9.7	文書	カルシウム、鉄の給与栄養量を算出してください。
			文書	年齢に応じた栄養月報を作成し評価してください。
			口頭	初期消火訓練を毎月実施し、記録をしてください。
			口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に定める事項を全て記載してください。
			口頭	サービス利用者に対する契約内容の書面による交付について、指導監督基準に定める事項を全て記載してください。
	天理教婦人会天理託児所	R4.10.14	口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に定める事項を全て記載してください。
			口頭	消防計画の所長名が更新されていませんでしたので、届出を行い更新してください。
	天理教教庁託児所	R4.10.14	口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」に定める事項を全て記載してください。
			口頭	手洗い時のタオルをトイレとそれ以外の用途で使うものとで分けてください。（ペーパータオルとの併用でも可能です。）
			口頭	労働者名簿について、労働基準法施行規則第53条に定める事項を全て記載してください。
花音保育園	R5.1.12	文書	調理室について、便所との間に区画等を設置し、恒久的に衛生的な状態が保てるよう対策を講じてください。	
		文書	たんぱく質、脂質、カルシウム、鉄、ビタミンA・B <sub>1</sub> ・B <sub>2</sub> ・C、食塩相当量について給与栄養量を算出してください。	
		文書	年齢に応じた栄養月報を作成し、評価してください。	
		口頭	事故防止の観点から、洗濯機の蓋を閉めてください。	
		口頭	施設及びサービス内容に関する掲示について、一時預かりの料金について記載してください。	
森のようちえん ウィズ・ナチュラ	R5.2.22	口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」に定める事項を全て記載してください。	

●令和4年度 認可外保育施設立入調査結果

市町村名	施設名	調査日	指導区分	指導事項
檀原市	医療法人檀原友会すみれ保育園	R4.11.16	文書	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準のなる栄養量を設定し毎月評価してください。
			文書	献立の給与栄養目標量について、一日の概ね3分の1の量に、おやつ分として10%～20%を加えた量を設定してください。（特別な事情がある場合はその旨明記してください。）
			口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」に定める事項を全て記載してください。
			口頭	手洗い時のタオルをトイレとそれ以外の用途で使うものと分けてください。（ペーパータオルとの併用でも可能です。）
			口頭	賃金台帳について、労働基準法施行規則第54条に定める事項を全て記載してください。
			口頭	サービス利用者へ保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額がわかるものを書面などで交付してください。
	ぼれぼれケアセンター白檀事業所内保育園 ぼれぼれ保育園	R4.11.7	口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、下記の項目についても掲示するようにしてください。
			口頭	サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付について、下記の項目についても明記してください。
	保育所バンデ（絆）	R5.1.27	文書	「保育所における感染症対策ガイドライン」に記載の感染症に罹患し、その後再登園した児童について、(かかりつけ)医師の意見書(又は治癒証明書)の提出を求めてください。
			文書	初期消火訓練について、毎月実施し記録を残してください。
			口頭	事故防止の観点から、テレビ、加湿器等に落下防止の措置を講じてください。
			口頭	保育を行っている全ての職員について、名前及び保育時間等の記録を残してください。
			口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下、「認可外保育施設指導監督基準」)に定める事項を全て記載してください。
	リールキッズ楓保育園	R5.1.27	口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、一時預り保育に関する事項を記載してください。
口頭			献立のカルシウムについて、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、給与栄養量の基準値を満たすよう献立内容を見直してください。	

●令和4年度 認可外保育施設立入調査結果

市町村名	施設名	調査日	指導区分	指導事項
桜井市	桜井病院保育所	R4.8.18	口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に定める事項を全て記載してください。
			口頭	サービス利用者に対する契約内容の書面による交付について、指導監督基準に定める事項を全て記載してください。
	山の辺病院院内託児室	R5.2.15	文書	保育内容について、乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、2～5歳児について保育所保育指針を踏まえた保育計画を定めてください。
			文書	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下、「認可外保育施設指導監督基準」）に定める事項を全て記載してください。
			文書	利用者に対する契約内容の書面等による交付について、「認可外保育施設指導監督基準」に定める事項を全て記載してください。
			口頭	安全確保について、「教育・保育施設等における事故防止及び発生時の対応のためのガイドライン」を設置してください。
			口頭	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき保育所の基準となる栄養量を設定し、毎月評価してください。 ・提出された1月分の献立では、一日の給与目標栄養量の45%～50%の範囲内で設定すべきところ、1～2歳児（献立A）のエネルギーが226%、3～5歳児（献立B）のエネルギーが165%に設定され、基準値が正しく設定されていませんでした。
	済生会中和病院キッズランドひまわり	R4.11.7	文書	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達、健康状態等に応じた必要な栄養量が満たされているか毎月評価してください。
			口頭	便所の手洗設備について、設置が困難な場合は、保育室の手洗い設備において、便所後に使用する蛇口を他の用途のものと完全に分離することを徹底してください。また、恒久的な対策として便所内に手洗設備を設置することを検討してください。
			口頭	非常災害に対する措置における避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施について、実施結果を記録するようにしてください。
グランビレッジ倉橋内託児所	R4.8.10	文書	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け）を基に、幼児の年齢、発達に応じた必要な栄養量が満たされているか毎月評価してください。	
		口頭	全体計画について、0歳児のねらいを「3つの視点」に、1～5歳児のねらいについては「5領域」として明記してください。	

●令和4年度 認可外保育施設立入調査結果

市町村名	施設名	調査日	指導区分	指導事項
五條市	三寿福祉会 施設内保育所	R5.2.16	口頭	保育を行っている全ての職員について、名前及び保育時間等の記録を残してください。
			口頭	保育所に配置している食器類は、使用する毎に洗浄後80℃、5分以上の加熱又はこれと同等の効果を有する方法で消毒してください。
			口頭	乳幼児の健康診断について、2回目の結果の写しを施設で保管してください。
			口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」に定める事項を全て記載してください。
御所市	秋津鴻池病院附属保育所	R4.10.18	口頭	避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施について、病院全体で毎月実施している訓練の内容を保育施設の記録として作成するようにしてください。
			口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に定める事項を全て記載してください。
			口頭	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達に応じた必要な栄養量が満たされているか毎月評価してください。
	済生会御所病院 なごみ保育所	R4.11.16	文書	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準のなる栄養量を設定し毎月評価してください。
			文書	献立の給与栄養目標量について、一日の概ね3分の1の量に、およつ分として10%～20%を加えた量を設定してください。（特別な事情がある場合はその旨明記してください。）
			口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に定める事項を全て記載してください。
生駒市	近畿大学医学部奈良病院院内保育園Kid's Garden ぷらむ	R4.9.7	文書	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき献立を作成してください。また、保育所の基準となる栄養量を設定し毎月評価してください。
			文書	避難訓練について、初期消火訓練を毎月実施し記録をしてください。
			文書	事故防止の観点から、転落防止の対策を行ってください。
			口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に定める事項を全て記載してください。

●令和4年度 認可外保育施設立入調査結果

市町村名	施設名	調査日	指導区分	指導事項
生駒市	まつぼっくり	R4.10.24	文書	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準となる栄養量を設定し毎月評価してください。
			文書	献立の給与栄養目標量について、一日の概ね3分の1の量に、おやつ分として10%～20%を加えて設定してください。（特別な事情がある場合はその旨明記してください。）
			文書	鉄、ビタミンA・B1・B2・Cの栄養量について算出してください。
	生駒病院内バンビ保育所	R4.9.15	口頭	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、園児の年齢、発達に応じた必要な栄養量が満たされているか毎月評価してください。
	いこいの家NRS	R4.10.24	文書	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準となる栄養量を設定し毎月評価してください。
			文書	献立の給与栄養目標量について、一日の概ね3分の1の量に、おやつ分として10%～20%を加えた量を設定してください。（特別な事情がある場合はその旨明記してください。）
			文書	カルシウム、鉄、ビタミンA・B1・B2・Cについて算出してください。
	わらべ学園	R5.2.8	文書	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき保育所の基準となる栄養量を設定し、毎月評価してください。
			口頭	乳幼児突然死症候群に対する対策について、対象となる乳幼児を保育する際に対応できるようチェック表を作成するなど、様式を定めて設置してください。
			口頭	サービス利用者に対する契約内容の書面による交付について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」に定める事項を全て記載してください。
			口頭	労働者名簿について、労働基準法施行規則第53条に定める事項を全て記載してください。
			口頭	賃金台帳について、労働基準法施行規則第54条に定める事項を全て記載してください。
			保育室 ええ、日和	R4.8.10
	口頭	策定している計画について、「全体的な計画」と追記してください。		
	口頭	乳幼児の発育チェックについて、月1回身長と体重を測定し記録をしてください。		
口頭	乳幼児の健康診断について、半年に1回実施してください。（各家庭にて実施されている場合は、その写しを保管してください。）			
口頭	在籍乳幼児に関する帳簿等の整備について、在籍園児の名簿を作成してください。			
こども学園SUBARU	R5.2.27	口頭	保育指針を設置してください。	

●令和4年度 認可外保育施設立入調査結果

市町村名	施設名	調査日	指導区分	指導事項
香芝市	医療法人 藤井会 香芝生喜病院 附属すみれ保育園	R5.2.2	文書	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準となる給与栄養量を設定し毎月評価してください。
			口頭	(1)事故防止の観点から、園児が調理室に立ち入らないように扉を閉めてください。
			口頭	(2)安全確保の観点から、保育室の棚の落下防止策を講じてください。
	わっはっは保育園	R5.2.2	口頭	初期消火訓練を実施した記録を適正に残してください。
			口頭	デイリープログラムについて、一時預かり利用者にも適用できるような時間割を考慮して作成してください。
葛城市	吉本整形外科・外科病院院内保育所	R5.1.26	文書	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準となる給与栄養量を設定し毎月評価してください。
			文書	初期消火訓練について、毎月実施し記録を残してください。
			文書	「教育・保育施設等における事故防止及び発生時の対応のためのガイドライン」を設置してください。
			文書	利用者に対する契約内容の書面等による交付について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下、「認可外保育施設指導監督基準」)に定める事項を全て記載してください。
			口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設指導監督基準」に定める事項を全て記載してください。
			口頭	労働者名簿について、労働基準法施行規則第53条に定める事項を全て記載してください。
三郷町	みむろキッズ保育園（奈良県西和医療センター院内保育所）	R4.9.15	口頭	安全確保について、棚の上にある本棚が落下しないように、落下防止策をしてください。
			口頭	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢・発達状況、健康状態等に基づき、保育園の基準となる栄養量を見直してください。
田原本町	国保中央病院うさぎ保育所	R5.1.12	口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」に定める事項を全て記載してください。
			口頭	賃金台帳について、労働基準法施行規則第54条に定める事項を全て記載してください。（労働日数、労働時間数）
			口頭	1～2歳児の献立について、栄養月報を作成し、評価してください。
			口頭	3～5歳児の1日の給与栄養目標量について、栄養価の算定割合を特別な理由があり変更して設定している場合は、その理由を明記してください。

●令和4年度認可外保育施設立入調査結果

市町村名	施設名	調査日	指導区分	指導事項
高取町	飛鳥病院院内託児所	R4.12.21	文書	調乳室と保育室の間に園児が立ち入らないよう区画を設置してください。
			口頭	乳幼児の健康診断について、1年に2回実施するようにしてください。
	飛鳥病院院内託児所	R4.12.21	口頭	保育計画について、0～1歳児は個別に作成してください。
	佐藤薬品工業株式会社事業所内託児所 S a t o こにこ園	R5.2.7	口頭	事故防止の観点から洗濯機の蓋を閉めてください。
			口頭	託児所に配置している食器類は、使用する毎に洗浄後80℃、5分以上の加熱又はこれと同等の効果を有する方法で消毒してください。
			口頭	サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下、「認可外保育施設指導監督基準」）に定める事項を全て記載してください。
			口頭	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、施設で提供する給食は、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、必要な栄養量を満たした献立になるよう改善してください。託児所の基準となる給与栄養量を見直してください。
	いくせいキッズ	R5.2.3	文書	初期消防訓練について、毎月実施し記録を残してください。
			文書	保育室内に設置されている冷蔵庫について、地震等の非常災害時に備えるため転倒防止の措置を講じてください。
			文書	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下、「認可外保育施設指導監督基準」）に定める事項を全て記載してください。
			文書	利用者に対する契約内容の書面等による交付について、「認可外保育施設指導監督基準」に定める事項を全て記載してください。
			口頭	職員の定期健康診断について、労働安全衛生規則第44条に定める全ての項目の実施をお願いいたします。
口頭			「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準となる給与栄養量を設定し毎月評価してください。	



●令和4年度 認可外保育施設立入調査結果

市町村名	施設名	調査日	指導区分	指導事項	
上牧町	奈良友誼会病院院内保育所(たんぼぼ園)	R4.9.20	文書	献立の給与栄養量について、目標を設定し毎月評価してください	
			文書	献立の給与栄養目標量について、一日の概ね3分の1の量に、おやつ分として10%~20%を加えた量を設定してください。(特別な事情がある場合はその旨明記してください。)	
			文書	鉄、ビタミンA・B <sub>1</sub> ・B <sub>2</sub> ・Cについて給与栄養量を算出してください。	
			文書	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)に定める事項を全て記載してください。	
	口頭	指導計画(期中の入所児・0歳児の年間指導計画)を作成してください。			
上牧町	服部記念病院白鳩保育園	R4.9.20	文書	献立の給与栄養量について、目標を設定し毎月評価してください。	
			文書	献立の給与栄養目標量について、一日の概ね3分の1の量に、おやつ分として10%~20%を加えた量を設定してください。(特別な事情がある場合はその旨明記してください。)	
広陵町	広陵町子育て支援施設ポケット	R4.12.15	文書	有資格者について、保育に従事する者の必要数の3分の1以上配置してください。	
			口頭	乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育計画(年間・期・月・日)を定めてください。 ※一時預かり利用者にも適用できるよう時間帯等で割り振った保育計画を作成してください。	
			口頭	託児所に配置している食器類は、共用を避けるため使用する毎に洗浄後80℃、5分以上の加熱又はこれと同等の効果をもつ方法で消毒してください。	
	広陵町	幼児教育保育園・プリスクール ニコニコアカデミーキッズ エコール・マミ真美ヶ丘園	R4.12.15	口頭	2歳児の保育計画(月案)について、個人ごとに反省を明記してください。
				口頭	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)を基に、3歳未満児についても発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準のなる給与栄養目標量を設定し毎月評価してください。
広陵町			口頭	安全確保の観点から、棚からの落下防止柵を設置してください。	
			口頭	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)を基に、施設で提供する給食は、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、必要な栄養量を満たした献立になるよう改善してください。 ・提出された12月分の献立において、基準値に対する給与栄養量の割合が1~2歳児ではカルシウム64%、ビタミンB <sub>2</sub> 59%、3~5歳児ではカルシウム50%、ビタミンB <sub>2</sub> 47%でした。	
河合町	一樹の響	R5.1.18	口頭	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)を基に、施設で提供する給食は、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、必要な栄養量を満たした献立になるよう改善してください。 ・提出された12月分の献立において、基準値に対する給与栄養量の割合が1~2歳児ではカルシウム64%、ビタミンB <sub>2</sub> 59%、3~5歳児ではカルシウム50%、ビタミンB <sub>2</sub> 47%でした。	

●令和4年度 認可外保育施設立入調査結果

市町村名	施設名	調査日	指導区分	指導事項
吉野町	にじのひろば	R5.2.3	文書	掲示版に掲載する「保育士」は、有資格者のみにしてください。
			文書	消火用具の設置について、期限が切れている消火器を交換してください。
			口頭	有資格者について、保育に従事する者の必要数の3分の1以上を常時配置してください。
			口頭	施設及びサービスに関する内容の掲示について、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」に定める事項を全て記載してください。
			口頭	乳幼児の健康診断について適切に記録を残してください。
			口頭	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準となる栄養量を設定し毎月評価してください。
大淀町	南奈良総合医療センターたんぼぼ保育所	R4.10.20	文書	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）を基に、対象となる子どもの年齢、発達状況、健康状態等に基づき、保育所の基準のなる栄養量を見直してください。
	社会福祉法人総合施設美吉野園わかば保育所	R5.1.18	文書	保育室内の手洗設備について、設置が困難な場合は用便後に使用する蛇口を他の用途のものと完全に分離することを徹底してください。また、恒久的な対策として保育室内に手洗設備を設置することを検討してください。
			口頭	初期消火訓練について、実施した記録を残してください。
			口頭	0歳児の年間計画を作成してください。
			口頭	乳幼児の健康診断について、1年に2回実施し、結果の写しを保管してください。